

いわき市技能功労者等表彰取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき市技能功労者等表彰実施要綱（昭和51年4月1日実施。以下「要綱」という。）第6の規定に基づき、表彰事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(産業発展に貢献した者の範囲)

第2条 要綱第2第2項第1号の産業発展に貢献した者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所属する業種別団体において役員等として活動し、当該業種の業界の発展に寄与した者
- (2) 技能に関する工夫又は改善等により生産性の向上を図るなど、当該業種の業界の発展に寄与した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業発展に寄与した者

(すぐれた技能を有する者の範囲)

第3条 要綱第2第2項第4号のきわめてすぐれた技能を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において市内で最高水準にあるとされている者
- (2) 技能に関する工夫又は改善等により、独自の技法を開発するなど、技能の研鑽に努めている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、きわめてすぐれた技能を有する者

2 要綱第2第3項第3号のすぐれた技能を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 技能の程度が卓越している者
- (2) 技能の研鑽に努めている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、すぐれた技能を有する者

(他の技能者の模範と認められる者の範囲)

第4条 要綱第2第2項第4号及び第3項第3号の他の技能者の模範と認められる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 刑事事件に関し起訴され、当該刑事事件が裁判所に係属している者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者（刑の執行が終わり、又は執行されることがなくなった日から起算して10年を経過した場合であって、特に功労が顕著である者を除く。）
- (3) 破産手続開始の決定を受けた者
- (4) 市税の滞納がある者

（推薦する者）

第5条 要綱第3第1項の各業種別団体の長は、いわき市技能職団体連絡協議会を構成している技能職団体の長及び技能者の社会的・経済的地位及び技能の水準の向上を図り、もっていわき市の産業に寄与することを目的として設立された技能職団体の長（以下、「団体の長」という。）とする。

2 要綱第3第1項の関係機関の長は、いわき市部設置条例（平成11年いわき市条例第37号）第1条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、水道局、いわき市医療センター事務局、議会事務局の長、いわき市支所設置条例（昭和41年いわき市条例第6号）の規定により設けられた支所の長、福島職業能力開発促進センターいわき訓練センター、福島県いわき地方振興局、福島県技能士会、いわき商工会議所、いわき地区各商工会、いわき市技能職団体連絡協議会、福島産業人クラブ、いわき地区連合会、職業訓練法人いわき職業訓練協会、学校法人iwakiへアメイクアカデミーその他技能の振興に関係を有する機関の長（以下、「関係機関の長」という。）とする。

3 団体の長が推薦する技能者は、当該団体に属する技能者に、関係機関の長が推薦する技能者は、当該機関の所管する業務の範囲内において、第1項に定める技能職団体に所属していない技能者に限るものとする。

4 団体の長又は関係機関の長は、推薦しようとする技能者について、第2条から前条までに定める事実の確認を行った上で、推薦するものとする。

5 団体の長及び関係機関の長が推薦することのできる技能者の数は、要綱第2に規定する表彰の種類に応じ、1の団体又は機関につき、1名とする。ただし、その功績が特に顕著であると認められる場合については、この限りでな

い。

6 団体の長及び関係機関の長は、技能者を推薦するにあたり、役員会等の決定を経て、推薦を行わなければならない。

7 市長は、団体の長又は関係機関の長に対し、被表彰候補者の推薦の理由又は推薦に係る経緯等の説明を求め、または調査することができる。

(再推薦)

第6条 団体の長及び関係機関の長は、前回までに被表彰候補者として推薦された者であって、本表彰を受けるに至らなかった者であっても、真に表彰を受けるにふさわしい者である場合は、再推薦することができる。

(推薦に係る書類)

第7条 要綱第3第2項の推薦する書類は、次の各号に定める表彰の種類の違いに応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 技能功労者表彰

ア いわき市技能功労者被表彰候補者調書（第1号様式） 1部

イ 被表彰候補者の写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦7.5センチメートル横5.0センチメートルのものをいう。） 2枚

ウ 現場又は作業場における被表彰候補者の作業風景を写した写真 数枚

エ 本人の製作物又は発明、考案、改善等に関する説明書、図面又は写真（台紙に貼付し、説明を付すなどして、改善前と改善後の比較を分かり易く説明したものをいう。）であって、平易な解説を付したものの。

オ 被表彰候補者の技能の程度及び功績を紹介する新聞又は雑誌の記事等の写し

カ 被表彰候補者の市税の納付状況についての当該推薦団体の申立書

キ 第4条第1項各号に関する誓約書兼同意書

ク アからキまでに掲げるもののほか、被表彰候補者の技能の程度又は功績等を証することができる資料

(2) 優良技能者表彰

ア いわき市優良技能者被表彰候補者調書（第2号様式） 1部

イ 被表彰候補者の写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦7.5センチメートル横5.0センチメートルのものをいう。） 2枚

- ウ 現場又は作業場における被表彰候補者の作業風景を写した写真 数枚
- エ 本人の製作物又は発明、考案、改善等に関する説明書、図面又は写真（台紙に貼付し、説明を付すなどして、改善前と改善後の比較を分かり易く説明したものをいう。）であって、平易な解説を付したものの。
- オ 被表彰候補者の技能の程度及び功績を紹介する新聞又は雑誌の記事等の写し
- カ 被表彰候補者の市税の納付状況について当該推薦団体の申立書
- キ 第4条第1項各号に関する誓約書兼同意書
- ク アからキまでに掲げるもののほか、被表彰候補者の技能の程度又は功績等を証することができる資料

2 関係機関の長が推薦する場合は、前項第1号カ及び第2号カに規定する申立書にかえて、被表彰候補者本人による被表彰候補者本人の市税の納付状況についての申立書を提出するものとする。

（表彰の授与品）

第8条 要綱第5の規定による表彰にあたっては、技能功労者表彰及び優良技能者表彰の被表彰者に対し表彰状及び記念品を授与するものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月22日から実施し、平成17年度の技能功労者等表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月7日から実施し、平成22年度の技能功労者等表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度の技能功労者等表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施し、平成27年度の技能功労者等表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施し、令和4年度の技能功労者等表彰から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年10月13日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年7月23日から実施する。